

伝統産業に携わる職人の皆様の  
”ものづくり”を支援します！！

令和3年度補正予算

# 京都市伝統産業従事者支援事業補助金

補助金額  
個人のみ

上限 **20万円**

補助率

**9/10**

以内

▶ 伝統産業の技術を用いて、新たに製造する商品やそれに向けた技術習得・研鑽に必要となる材料や道具の購入経費が対象です！

## 補助対象者

京都市指定伝統産業の製造に従事する方（1人1回の申請に限ります。）  
個人の申請を対象とし、グループや団体での申請は対象外です。

## 補助対象事業

新型コロナウイルス感染症からの需要回復期の販路拡大を目指して取組む  
新商品等開発事業（新たに製造する商品・素材等）

※事業の完了には、新商品を完成させる必要はありません。

## 補助対象の 事業期間

令和3年10月1日（金）～令和4年1月31日（月）

## 受付期間

令和3年**10月22日**（金）～ 令和3年**11月5日**（金）  
※ 令和3年11月5日（金）当日消印有効

## 申請方法

**郵送又はメール受付** ※ 新型コロナウイルス感染症予防のため、  
郵送・メール受付に御理解・御協力をお願いいたします。

<郵送先> 〒604-8571  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室  
「京都市伝統産業従事者支援事業補助金」事務局 宛て  
<メールアドレス> kyoto-dentosangyo001@bsec.jp

## 申請書

ホームページからダウンロードいただけます。  
URL:<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000081676.html>  
🏠  で検索！



お問い合わせ先

「京都市伝統産業従事者支援事業補助金」事務局  
TEL : 0570-053-337 FAX: 075-222-3331  
平日 9:00～17:00(12:00～13:00除く) (土日祝日休)

詳細は裏面へ🏠



# Q & A 京都市伝統産業従事者支援事業補助金

## Q1 この補助金はどのような経費に使えますか？

補助金の交付対象となる経費は、伝統産業の技術を用いた新商品の開発や、それに向けた技術習得・研鑽に必要となる道具代、材料費です。（新商品を完成させる必要はありませんので、中間工程の方も技術習得などのための経費を申請していただけます。）

具体的な例は、次のとおりです。

対象経費：（道具代）刷毛、筆、針など

（材料費）土、白生地、漆、顔料、糸、木材など

対象外経費：パソコン、プリンタ、カメラなど汎用性のあるもの

設備購入、修繕等の経費

光熱水費や家賃等の固定費

## Q2 補助金は先着順ですか？

この補助金は先着順ではありません。

受付期間終了後、審査を行い補助金額を決定します。

## Q3 既に購入した道具・材料についても申請可能ですか？

新型コロナウイルス感染症からの需要回復期の販路拡大を目指して取組む新商品等開発事業を対象としますので、既に実施されている事業や原材料については、申請いただけません。

令和3年10月1日（金）から令和4年1月31日（月）までに購入したものが対象になります。

## Q4 補助金はいつ受け取れますか？

補助金の予定額は、11月末を目途に郵送でお知らせします。その後、事業完了後にご提出いただく、領収書等を添付した実績報告書を確認後、補助金額を確定し、速やかにお支払いします。

なお、事業が完了する前でも、一部経費の支払いが可能です。

事業の完了には、新商品を完成させる必要はありません。

## Q5 他の補助金を受けていても重複して申請できますか？

本市の他の補助金の交付を受ける（受けた）方についても申請可能ですが、今回申請される事業と同内容で申請される場合、本補助金との合計額が事業費の総額を超えて受けることはできません。国や他の行政機関から補助金を受ける（受けた）場合にも同様です。

## Q6 実績報告書はいつまでに提出する必要がありますか？

最終期限は令和4年1月31日（月）ですが、道具や材料の購入が終わり次第速やかにご提出ください。実績報告書には、請求書、領収書、納品書（又は購入物が分かる写真）の提出が必要です。